

防火対象物定期点検報告制度に関するお知らせ

防火優良認定証の デザイン変更

「消防法施行規則の一部を改正する省令」(平成18年総務省令第116号)により、

平成18年10月1日から防火優良認定証のデザインが、

消防の安心・安全マークとして、広くみなさまに認知されている

消防章を基調としたデザインに**変更**となりました。



平成18年10月1日において、既に表示されている旧デザインの防火優良認定証については、消防法第8条の2の3第4項第1号の規定により認定の効力が失われる日までの間（原則として当該認定を受けてから3年後）まで、引き続き使用することができます。

管理権原者の氏名

認定を受けた日： 年 月 日

認定が失効する日： 年 月 日

認定をした者： 消防本部（消防署）

安心・安全マークのいろいろ

～安心・安全に関する情報を利用者等に提供しているものです～



防火基準点検済証



管理者の氏名
点検を行った日
消防点検完了日
点検を行った者の氏名

防火優良認定証



管理者の氏名
認定を受けた日 年 月 日
認定が失効する日 年 月 日
認定をした者 消防本部(消防署)

防火基準点検済証

民間の点検資格者が点検した結果、消防法令に適合していることを示すマークです。

防火優良認定証

一定期間継続して消防法令を遵守していると消防機関の認定(特例認定)を受けていることを示すマークです。



防火自主点検済証

防火対象物定期点検報告の対象外である旅館ホテル等において、防火管理者等が点検した結果、消防法令に適合していることを示すマークです。

※各マークの対象となる防火対象物等の詳細は違反是正支援センターホームページまで



点検資格者講習受講資格の一部拡大

平成19年4月1日から防火対象物点検資格者講習の受講資格として、防火管理講習修了者で5年以上防火管理の実務経験を有する者が新たに追加されます。

これまで、防火管理講習を修了している方であっても現に防火管理者として選任され実務経験を積んでいなければ、受講することができませんでしたが、今回の見直しにより、防火管理者に選任されていなくても、防火管理講習を修了した方が実務経験を5年以上積むことにより、受講することができるようになります。

違反是正支援センター

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-9-16日本消防会館
財団法人日本消防設備安全センター内
<http://www.fesc.jp/ihanzesei/>